

# だい じ しゅう しゃ ふくし けいかく 第3次うるま市障がい者福祉計画

がいようばん

【概要版】

ひとり じぶん ささ  
『一人ひとりの自分らしくをともに支える』

おも きょうせい  
～思いやりでつながる共生のまち・うるま～



だい じ しゅう しゃ ふくし けいかく  
第3次うるま市障がい者福祉計画を  
さくてい  
策定しました!

この計画は、障がい者福祉に関する  
“3つの計画”が含まれています。

“3つの計画”とは・・・

## うるま市障がい者福祉計画

- 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」に相当（第11条第3項）
- 障がい者福祉施策を総合的に掲げる  
〈広報啓発、相談・情報提供、保健・医療サービス、保育・教育環境、就労・雇用、生活環境等〉
- 計画期間は6年を1期とする

## うるま市障害福祉計画

- 障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」に相当（第88条第1項）
- 障がい者の地域移行や就労支援の目標や、障害福祉サービス及び地域支援事業の見込みなどを定める
- 計画期間は3年を1期とする

## うるま市障がい児福祉計画

- 児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」に相当（第33条の20第1項）
- 障がい児支援の目標や、障害児通所支援の見込み量などを定める
- 計画期間は3年を1期とする

3つの計画を一体的に作成しています！

# けいかく きほん りねん 計画の基本理念

基本  
理念

ひとり じぶん ささ  
『一人ひとりの自分らしくをともに支える』  
おも きょうせい  
～思いやりでつながる共生のまち・うるま～

障がい者が、地域で自分らしく生活していくための支援とともに、障がい者も社会の一員として、支え、支えられる両面を持つという意識の高揚が大切です。また、地域の一人ひとりが障がい者個人の尊厳を重んじ、差別なく手をさしのべられる思いやりが何気なく広がっていくような共生のまちづくりを、着実に歩んでいきます。



# けいかく きほん もくひょう 計画の基本目標

## 障がい者の社会参加を支援する環境づくり

障がい者が自立した生活を営むことができる地域社会の構築が必要です。障がい児への教育環境の整備、障がい者への就労の支援、各種活動の機会拡充とともに、障がい者を取り巻く物理的・心理的な障壁をなくし、障がい者が安心して社会参加できる地域づくりを目指します。

## だれ くら かんきょう 誰もが暮らしやすい環境づくり

全ての障がい者が個人として尊重され、必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で自分らしく生活できる地域づくりが必要です。保健・医療や生活支援サービスの充実、情報提供の充実等により、一人ひとりが必要とするサービスを自ら適切に選択できるような環境づくりを目指します。

## ちいき い かんきょう 地域でともに生きるための環境づくり

障がいのある方もない方も、住み慣れた地域でともに暮らし活動できる地域づくりが必要です。障害に関する正しい知識や理解を深める啓発活動、ボランティア活動の促進等により地域の福祉力を高め、互いに支え合い共生できる社会の実現を目指します。

だい じ しょう しゃ ふくし けいかく せさく たいけい  
**「第3次障がい者福祉計画」の施策体系**

『一人ひとりの自分らしくをともに支える』～思いやりでつながる共生のまち・しるま～

障がい者の社会参加を  
 支援する環境づくり

誰もが暮らしやすい  
 環境づくり

地域でともに生きるための  
 環境づくり

施策分野	施策項目
1.差別の解消、権利擁護の 推進及び虐待の防止	(1)権利擁護の推進、虐待の防止
	(2)障害を理由とする差別の解消
	(3)障害の理解・啓発の推進
	(4)福祉教育の推進
2.保健・医療の推進	(1)障害の原因となる疾病等の予防
	(2)精神保健対策の充実
	(3)難病患者等への支援
3.自立した生活の支援・ 意思決定支援の推進	(1)意思決定支援の推進
	(2)相談支援体制の構築
	(3)地域移行支援の充実
	(4)障がいのある子ども・子育て家庭に対する支援の充実
	(5)障害福祉サービスの質の向上等
	(6)地域生活支援事業等の充実
	(7)福祉用具等の利用支援
	(8)障害福祉を支える人材の確保
4.情報アクセシビリティの向上 と意思疎通支援の充実	(1)情報アクセシビリティの向上
	(2)情報提供の充実
	(3)意思疎通支援の充実
	(4)行政情報のアクセシビリティ向上
5.教育の振興	(1)特別支援教育の充実(インクルーシブ教育など)
	(2)学校施設のバリアフリー
	(3)生涯を通じた多様な学習活動の充実
6.雇用、就業、経済的自立の 支援	(1)総合的な就労支援
	(2)障がい者雇用の促進
	(3)福祉的就労の底上げ
	(4)経済的自立の支援
7.文化芸術活動、スポーツ等 の振興	(1)文化芸術活動の促進
	(2)余暇・レクリエーション活動の促進や充実に向けた環境整備、支援
	(3)スポーツに親しめる環境の整備
	(4)障がい者関係団体の活動支援
8.安全安心な生活環境の整備	(1)住宅の確保
	(2)移動しやすい環境の整備等
	(3)障がい者に配慮したまちづくりの推進
	(4)ボランティア活動等の推進
9.防災、防犯等の推進	(1)防災対策の推進
	(2)防犯対策の推進
	(3)消費者トラブルの防止

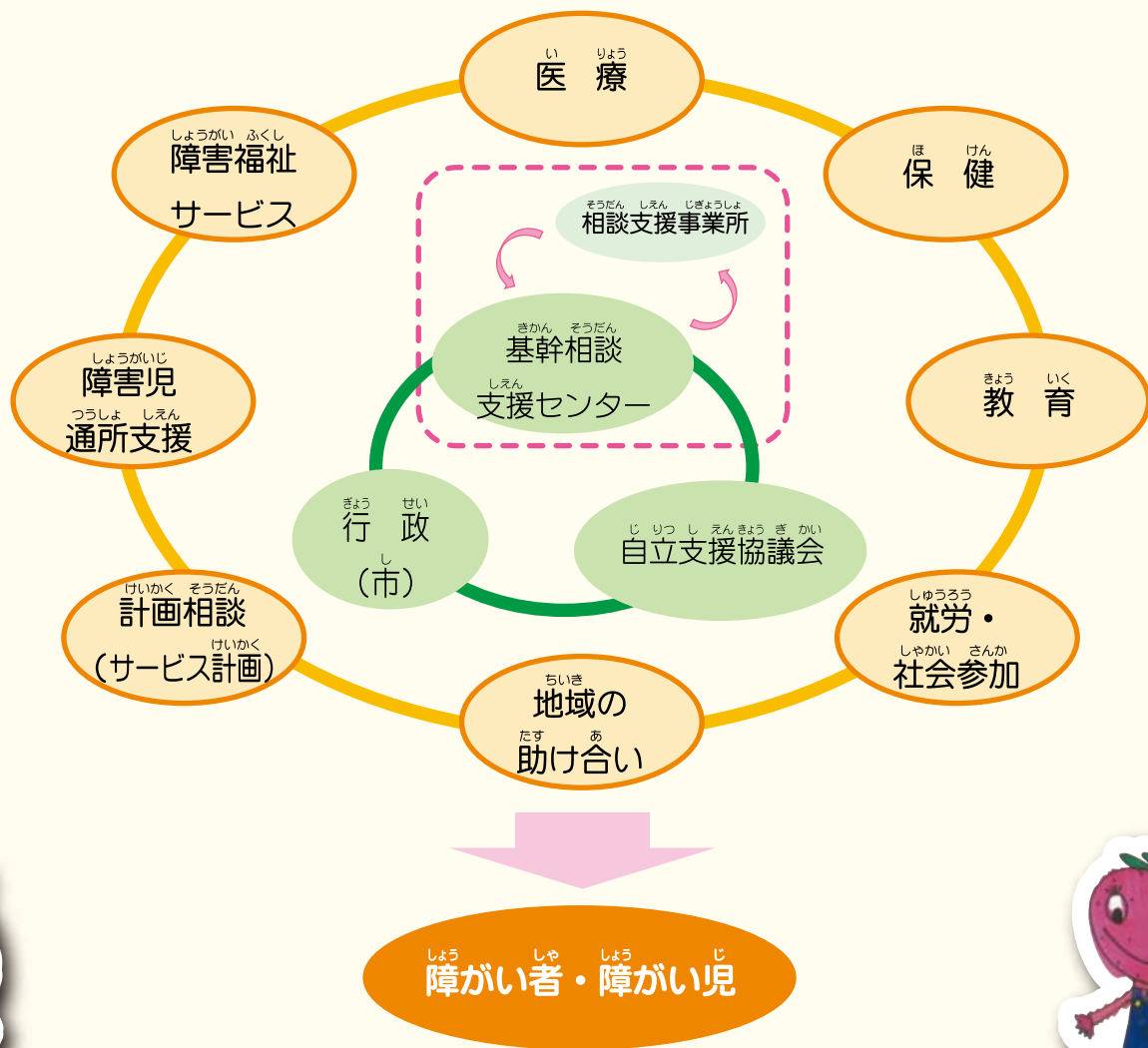
# 重点的な取り組み

## (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

障がい者への「支援」や「社会参加」においては、保健、医療、障害福祉サービス、住まい、教育、就労、社会参加、地域助け合いなどの関係者、関係機関が別々に関わるのではなく、日頃から情報共有しながら包括的に関わることで、障がい者へのきめ細やかな対応が可能となります。

このため、基幹型相談支援センターを中心に自立支援協議会及び行政が一体となりながらつなぎ役となり、関係者・関係機関が連携し、障がい者一人ひとりを支援する対応力の強化(組織の強化)を進めます。

本市の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ



### メモ

**インクルーシブ教育とは・・・**  
 障がいのある子どもを含むすべての子どもが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築を進め、共生社会の形成を図ること。

**情報アクセシビリティとは・・・**  
 パソコンやWEBページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、高齢者や障がい者を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること。